

2026(令和8)年6月3日

過疎地域における商業機能維持に向け条例改正します

— 「宇城市企業振興促進条例」の改正で
小売業の補助対象区域を過疎地域へ重点化 —

宇城市では、過疎地域における生活利便性の向上及び地域の賑わい創出を目的として、「宇城市企業振興促進条例」改正案を令和8年第2回市議会定例会に上程しました。

本件が可決された場合、これまで市内全域を対象としていた小売業向け補助制度を、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(過疎法)に基づき過疎地域に指定されている三角町及び豊野町に限定します。

過疎地域では、日常生活を支える商業機能の維持が課題となっており、本制度により過疎地域の小売業の民間投資を促進し、地域住民の買い物環境の維持や地域活力の向上を図ります。

- 1 施行日 令和8年7月1日から(令和8年第2回市議会で可決された場合)
- 2 対象業種 小売業
- 3 補助要件 投下固定資産額3億円以上
- 4 補助額 投下固定資産額の2%(上限2億円)

問い合わせ 企画振興部地域振興課 (課長)松本 (係長)森
(担当:企業誘致係)

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85
TEL:0964-32-1111(代表) FAX:0964-32-2222